

平成20年度 第1回 小平市都市計画審議会（要旨）

1 開始日時 平成20年5月22日（木） 午後1時30分より

2 開催場所 市役所301会議室

3 出席者 審議会委員：13人 事務局：10人

4 報告事項

委)：委員発言

事)：事務局発言

（1）小川駅西口市街地再開発について

平成21年度の都市計画決定を目指し、24年度までの権利者組合施行による第一種市街地再開発事業を予定している。予定区域は、小川駅西口駅前広場と都市計画道路3・4・21号線の一部の約1haであるが、拡張の計画もある。平成19年5月設立の準備組合による推進計画を基に、権利者への個別ヒアリングを実施中。

委) 住民の反対は。

事) 権利者からの反対運動はない。

委) 進捗状況は。

事) 7月頃までに案を固める。その後、修正案の作成、地権者へのヒアリングを繰り返し行い全員合意を目指している。

委) 拡張検討区域の理由と事情は。

事) 西武鉄道が関心を持って参加が見込まれる区域と、組合員の土地である。

委) 用途地域と事業の概要は。

事) 現在用途は商業地域と第一種中高層住居専用地域。事業概要は、第一種市街地再開発事業、高度利用地区、用途地域変更、防火地域及び準防火地域変更、地区計画決定等を目指している。

委) 市民への周知方法は。

事) 市報、ホームページ、地域懇談会、組合発行による「組合ニュース」。

（2）小川町一丁目土地区画整理地内の都市計画公園について

都市計画公園3箇所と都市緑地1箇所を予定。面積は第一号公園が約2,300m²、第2号公園が約1,500m²、第3号公園が約5,300m²、緑地が約300m²。市民から意見や要望を聞く整備懇談会を延べ4回予定し、現在3回実施している。4回目は6月末から7月上旬に開催を予定し、市民要望等を参考に組合へ要望する市の最終案を提示予定である。

委) 小平市における公園の設置基準はあるか。

事) 都市計画公園について基準がある。また緑のマスタープランの中で方針を定めている。

委) 具体的な市民の声や反映状況は。

事) 様々な意見がある。遊具についても必要と不要の意見や、キャッチボールをしたいなどが出ている。要望等に基づく公園の予定コンセプトは、1号公園は、小学校高学年から高齢者までを対象に球技可能なものの。2号公園は、小学校低学年から高齢者までを対象に砂場や遊具を設置。3号公園は、プレイパーク、樹林地、親水エリアのエリア分けを考えている。

委) キャンプ場や隣接するプレイパークの整備計画は。

事) キャンプ場からプレイパークへの行き来可能な形態を考えている。

委) プレイパークについて、他部署との連携は。

事) 児童部署や教育部署と連携を考えている。

(3) 都市再開発の方針及び(4)住宅市街地の開発整備の方針について

東京都が決定する都市計画の方針で、平成21年3月の都市計画決定を目指し、平成16年に既決定している現在の方針の見直しを行う予定。市の原案は平成20年2月東京都に提出済である。

「都市再開発の方針」について提出した原案の内容は、1号市街地の区域を市内全域に変更。小川町一丁目地区の一部を誘導地区から2項地区に格上げ、その他文言の修正を行った。

「住宅市街地の開発整備の方針」について提出した原案の内容は、重点地区の見直しとして小川町一丁目地区追加と鈴木町二丁目地区削除を行った。整備ゾーン区分の名称変更、その他文言の修正を行った。

委) 小平市都市計画審議会は行うのか。

事) 本方針の審議については、小平市都市計画審議会の開催予定はない。

委) 東京都の計画での位置づけは。

事) 東京都区域マスターplanや住宅マスターplanで位置づけられている。